

訪問介護サービスの利用料

	サービスに要する時間	所定単位料金(1割)	特定事業所加算Ⅱ	介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等ベースアップ等支援加算	初回加算
身体介護	20分未満	167円	10%	13,7%	6,3%	2,4%	200円 (初回時のみ、ただし過去2箇月サービスを利用していない場合は、利用再開時に加算)
	20分以上 20分未満	250円					
	30分以上 1時間未満	396円					
	1時間30分以上は 単数又は30分増す毎に	上記金額に84円を加算する					
生活援助	20分以上 45分未満	183円					
	45分以上	225円					
身体介護に続き生活援助の提供	20分以上 45分以上 75分以上	66円 132円 198円					

介護予防訪問介護相当サービスの利用料

	サービスの内容	利用者負担(1割)	利用者負担(2割)
訪問型サービスⅠ (1月につき)	週1回程度の訪問型サービスが必要とされた者 (事業対象者・要支援1)	1,176円	2,352円
訪問型サービスⅡ (1月につき)	週2回程度の訪問型サービスが必要とされた者 (事業対象者・要支援1・要支援2)	2,349円	4,698円
訪問型サービスⅢ (1月につき)	週2回を超える程度の訪問型サービスが必要とされた者 (事業対象者・要支援2)	3,727円	7,454円
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合	200円	400円

☆介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 算定した単位数の1,000分の137に相当する単位数

☆介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 算定した単位数の1,000分の63に相当する単位数

☆特定事業所加算(Ⅱ) 算定した単位数の1,000分100に相当する単位数

☆介護職員等ベースアップ等支援加算 算定した単位数の1,000分の24に相当する単位数